

平成 23 年度 川崎市起債運営の考え方（案）

1. 資金調達における基本的考え方

（1）基本的考え方

起債にあたっては、需要や金利動向、本市の資金需要、運用計画などを総合的に勘案し取組むものとする。

（2）資金区分について

事業の性質や起債総額を勘案し一定規模の銀行等引受債を発行しつつ、概ね現行水準の公募債を発行する。

（3）年限構成について

資金調達の安定化に向けた年限の多様化を図りつつ利率変動リスクを平準化させるため中期・長期・超長期のバランスを概ね1/3ずつとする。

2. 市場公募債について

（1）年限選択について

市場公募債も年限選択についても、1（3）の観点を鑑み中期（5年）、長期（10年）、超長期（10年超）を概ね1/3ずつの発行を基本とする。

（2）フレックス枠について

例年発行している超長期債については、市場動向に応じて機動的に発行するものとして年間300億円のフレックス枠として整理する。

また、中長期での発行を基本とするフレックス枠を設ける。市場公募債の発行額が例年1,000億円程度であることから、平成23年度の発行額は全体の1割程度の100億円とする。

（3）個人向け川崎市債の発行について

5年公募債については、年度末に公表する発行計画では例年通りとするが、個人向け川崎市債について継続して検討する。検討結果に応じて、発行計画を変更し公表することとする。

（4）発行時期について

全国型市場公募債のうち、中期及び長期については、一定のキャッシュ確保及び年間を通じた金利変動要素を平均化させるため一定程度分散させる。超長期債については需要等、市場動向を確認しつつ発行する。

（5）共同発行への参画の考え方

10年債の調達については共同発行債を基本とするとともに、継続的な発行、市場へのアクセスの観点から、少なくとも年1回の個別銘柄発行を継続する。

（6）ミニ公募債について

市民にとってわかりやすく積極的な行政参画が得られやすい事業について発行を

検討する。

(7) 各年限における発行の考え方

中長期債については、原則として市債発行計画どおりに発行するものとし、超長期債については需要等を踏まえたうえで機動的に発行する。

また、超長期債の主幹事については平成22年度と同様に、事務主幹事を通年で選定する。なお、共同主幹事については別途選定する。

3 . 銀行等引受債について

(1) 調達方法・年限等について

償還方法のバランスを考慮し定時償還での調達を原則とする。借入方法は証書・証券にはこだわらず有利性の比較により決定する。なお、年限については、公募債・政府系資金を含めて起債全体のバランスを考慮し決定する。

(2) 発行時期について

事業進捗に対応した発行額の調整弁としての役割から出納整理期間における調達が主とならざるを得ないが、市場全体の銀行等引受債の発行額を考慮しつつ、可能な範囲で出納整理期間以外の調達も行う。

(3) 条件決定方式について

入札方式を原則とするが、資金調達のセーフティネットの視点から、銀行等引受債シ団を活用した調達も行う。シ団を活用した調達額は、起債全体のバランスを考慮して決定する。

4 . シンジケート団の構成について

(1) 5 年債シ団

リテールを中心としたシ団を編成し、個人販売に積極的に取り組む金融機関を中心としたシ団を編成する。

(2) 10 年債シ団

よりホールセールに特化するため、従前よりもコンパクトなシ団を編成する。

(3) 銀行等引受シ団

シ団引受方式の活用を視野に入れ、所要の整備を図る。

５．ＩＲ活動に関する基本的考え方

（１）機関投資家ＩＲ

次年度予算に基づいた経営ビジョン及び起債運営の方向性を投資家向けに発信する目的で、３月の開催とする。

（２）川崎市債セミナー

市民に向けた情報発信の機会とし、５年債の発行時期などを考慮し、８月の開催を基本とする。

（３）英語による情報発信

海外投資家とのパイプ形成を図る観点から、海外ＩＲ用の英文説明資料や英語版ＩＲサイトのさらなる充実を図る。

（４）個別投資家訪問

説明会形式より詳しい説明や質疑応答が可能であるほか、投資家の考え方や情報ニーズなども直接聴くことができることから、ノンディールでも積極的に実施する（年間20件以上）。また、発行体ＩＲにも取り組む。

（５）ＩＲニュース

年12回の発行を目標とする。なお、あらゆる機会を通じて配信先の案内をする。